

建設業許可に関する重要なお知らせ

令和7年12月2日より、建設業許可申請や変更届出の際に健康保険被保険者証の写しが使用できなくなりました。

以下の手続きを行う際は、健康保険被保険者証の写しに代わる確認書類の提出が必要となりますのでご注意ください。

○建設業許可申請（更新・業種追加・般特新規・法人成）

○経營業務の管理責任者や営業所技術者等に係る変更届の提出

（経營業務の管理責任者及び営業所技術者については、建設業許可の手引き p173～179 を確認してください。）

※常勤性の確認書類については、以下のいずれかの書類の写しを添付してください。（建設業許可の手引き p 180）

		経營業務の 管理責任者		営業所技術者等			
		法人役員	個人事業主	法人		個人事業	
				役員	被雇用者	事業主	被雇用者
①	・資格確認書 ※氏名、生年月日、事業所名称、及び適用年月日の全てが確認できる場合に限る	○	—	○	○	—	—
	・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 ・健康保険・厚生年金被保険者被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書 ・厚生年金保険 70 歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ ・厚生年金保険 70 歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ	○	—	○	○	—	○ (適用事業所の場合)
	・年金保険被保険者記録回答票	○	×	○	○	×	○ (適用事業所の場合)
②	・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は照会票 ・事業所別被保険者台帳決定通知書	—	—	—	○	—	○
③	・住民税特別税額決定通知書 ・普通徴収から特別徴収への切替届出書	○	—	○	○	—	○ (特別徴収対象の場合)
④	・法人税確定申告書「別表一」及び「役員報酬手当等及び人件費の内訳書」	○	—	○	—	—	—
⑤	・所得証明書	×	○	×	×	○	×
	・所得税確定申告書「第一表」「第二表」 被雇用者の場合は「第一表」「第二表」「決算書」	×	○	×	×	○	○ (給料賃金の内訳欄で確認できる場合)
⑥	・個人事業主の開業届出書 (新規開業後、確定申告前の場合)	—	○	—	—	○	×
	・県税の納税証明書	×	○	×	×	○	×
⑦	・所属企業の雇用証明書の写し	—	—	—	○	—	○
	・賃金台帳、源泉徴収簿等	○	○	○	○	○	○

○：使用可 —：該当しない ×：使用不可